

聴覚障害児教育と手話

我妻敏博*

1 はじめに

最近, 教育に手話を取り入れる聾学校が少しずつ増えている。日本ではこれまで音声言語の習得を目指す聴覚口話法が主流であった。早期教育の充実と高性能補聴器の普及によって確立してきた聴覚口話法は, 聴覚障害児にとって健聴者の世界と融合するためには必要な方法である。しかし, 聴覚障害児の中には音声言語によって教育することが非常に困難な子供達がいる。そういった子供達にとって手話や指文字は非常に有力なコミュニケーション手段であり, なにがなんでも音声言語でなければならぬという考え方は間違っている。現在の我が国の聴覚障害児教育では, 子供の側からすると手話か口話かを選択できない状況である。つまり, ある聴覚障害児がある教育機関に通うと, そこで使っている言語モードに合わせなければならない。たまたま自分が通っている教育機関で音声言語を使っていれば音声言語を使わざるを得ないし, そこで手話を中心に使っていれば手話を使わざるを得ないという状況である。そもそも, 私達第三者が, たとえそれが本人にとって最もふさわしい方法だと判断できたとしても, その子供がどのような言語モードを使うべきかを他人が決めてしまうこと自体, 果たしてよいことなのかどうか, 疑問である。

これまでは聴覚口話法の立場からの研究発表や実践報告が数多く出されていたのだが, 聾学校で教育に手話を取り入れる傾向が強まってきて, 最近では手話を使った教育の立場からの研究や実践報告が発表されるようになってきた。この傾向は今後も続くと思われる。また, ますます手話と教育の関係がデータをもとに議論されるようになると思われる。ただ, 日本では研究者の層が薄く, しかも聴覚口話法の立場の研究者が大半なので, 今後は手話や指文字使用と教育の関係を専門に研究する研究者の養成が課題である。

聴覚障害児の教育では, 音声言語を使つての教育を

簡単に口話法と呼び, 手話と指文字を使つての教育を簡単に手話法と呼ぶ。口話法がよいのか手話法がよいのかという問題は全世界的に相当昔から議論されていることであり, それぞれの立場からの研究発表がたくさん行われてきた。特に, アメリカでは非常に激しい論戦が何十年も続いており, お互いに自分の立場からのデータを出して, 自分達の立場を主張している。アメリカの聾学校は, 聴覚口話法の聾学校と手話使用の聾学校が別々にあるので, お互いに自分の方法を主張するというようなことが続いているわけである。アメリカでは1975年に「全障害児教育法」という, 障害児の教育に関する大きな法律ができて, その後, 通常の公立学校に通う聴覚障害児の数が飛躍的に多くなってきた。その結果, 同じ公立学校の中に音声を使う聴覚障害児と手話を使う聴覚障害児が同居するようになってきた。そうなる, 同じ学校に聴覚口話法のクラスと手話のクラスが必要になってきて, 入ってくる聴覚障害児はどちらでも選べるという体制ができてきたわけである。

日本の場合, まだそのような体制はできていないので, 音声でも手話でも, どちらでも選べるというようにはなっていない。日本のこの現状のもとで, 果たして聴覚障害児の教育にとって手話や指文字の導入がどのような形で行われればよいのか, そのあるべき姿をじっくりと検討する必要がある。

2 我が国の聴覚障害児教育の動向—聴覚口話法および指言語導入の経緯—

聴覚障害児教育というと, まず思い浮かべるのは早期教育ということである。障害児の教育において早期発見・早期教育が大事であるということは, どの障害についても言えることである。特に, 聴覚障害児の教育では言語発達を促すことが大きな課題なので, 言語を獲得する幼い時期からの特別な配慮が不可欠である。我が国で, 聴覚障害乳幼児を対象にした早期教育が本格的に開始されたのは昭和30年代からであり, 今

* 上越教育大学

から40年以上も前の話である。昭和40年代や50年代頃にはどの聾学校にも幼稚部ができ、3歳児、4歳児、5歳児を対象にした教育が行われるようになり、3歳未満の乳幼児に対しても教育相談という形で、主に母親教育を中心にした教育も始まった。早期教育が始まった頃の昭和30年代は、小型で高性能の補聴器が全国的に普及した時代でもある。それまでは聴覚に重い障害があれば聾学校と決まっていたのだが、高性能の個人用補聴器を装用することによって、音声言語だけで十分にコミュニケーションができ、健聴児と変わらない言語発達を示す重度の聴覚障害児が多数現れるようになってきた。その結果、聾学校ではなく、通常の学校に通う聴覚障害児が増えた。しかし、通常の学校に通う聴覚障害児の中には、やはり聴能訓練や発音指導や特別な言語指導を必要とする子供達もあり、昭和30年代の半ば頃から通常学校の中に「難聴学級」ができた。難聴学級の数は昭和30年代、40年代と飛躍的に数が増えた。今では固定式の難聴学級ではなく、通級指導教室で指導を受けている聴覚障害児の数が多くなっている。

早期教育と補聴器の普及によって、昭和40年代以降、音声言語での教育がゆるぎないものとなって確立し、聴覚障害児教育に定着してきた。聴覚の活用と読話を併用し、音声言語によるコミュニケーション、音声言語による教育を中心とした「聴覚口話法」が日本全国のどこの聾学校に行っても見られるようになり、聴覚障害児を持った親御さん達は通常学校での教育、いわゆるインテグレーションを目指すようになってきた。このようにして、聴覚障害児教育の世界ではインテグレーションを目標にする、つまり、保護者も教師も聴覚障害児が健聴児と一緒に教育を受けられるようになることを目標にするというような雰囲気ができあがってきた。全国的に聴覚口話法が定着してくると、聴覚障害児の教育では手話や指文字ではなく、音声を中心にして教育するということが「常識」となり、聴能訓練の方法や早期教育の方法、読み書きの能力に関する指導法などがたくさん研究された。聾学校の先生方の研究会として、全国をいくつかの地区に分けて地区ごとに研究会を持っている。新潟聾学校や長岡聾学校は北陸地区の研究会に所属しており、地区独自のテーマを設定して研究発表会などを開催している。そして、年1回、「全日本聾教育研究大会」という名称で全国大会を開いて、全国の聾学校から先生方が集まって研究発表をしている。昭和50年代、60年代の全日本聾教育研究大会では、早期教育、言語指導、聴覚補償の分科

会に大会の期間中では消化しきれないくらいたくさんの研究発表があった。また、聴覚障害児教育に関係する学会の専門雑誌にも、早期教育や聴覚補償などのテーマでの研究論文が多数発表された。当時は聴覚口話法で教育するのが当たり前という雰囲気が全国的にあったので、タブー視されていた手話を教育に取り入れるということには大きな抵抗感があった。

さて、昭和40年代50年代に早期教育や聴覚口話法がすっかり根付いてきた頃、聴覚口話法ではどうしてもうまくいかない聴覚障害児が問題となってきた。聴力が非常に厳しい子供でも聴覚口話法でうまくいっている子供がいた一方で、聴力がそれ程厳しくなくても聴覚口話法でうまくいかない子供がいたりして、聴力の問題というだけではなく、早期教育の在り方、指導の方法、母親の在り方などが問題となったが、それだけではなく、その子供の特性、聴覚口話法との相性のようなもの、つまり、その子供なりの学習の仕方が聴覚口話法に合っていないかたりするわけである。そういった様々な要因で聴覚口話法ではどうしてもうまくいかない聴覚障害児のことが問題となってきたわけである。

そこで、昭和40年代半ば頃に登場した新しい方法が2つある。一つはキュード・スピーチ法、もう一つは同時法と呼ばれる方法である。キュード・スピーチ法は音声の子音の部分にキューサインを付けて受容の曖昧さや発音の不明瞭さを補おうとする方法である。例えば、教師が「ママ」と言った場合、読話に頼っている子供にすれば教師が「ママ」と言ったのか「パパ」と言ったのか「ババ」と言ったのかわからない。そこで、「マ行」のキューサインを使うと、子供には教師が今「ママ」と言ったとわかる。また、子供が「ババ」と言った場合、子供の発音が不明瞭であったり、あるいは間違った発音をすることはよくあることなので、教師としてはやはり子供が「ママ」と言いたいのか「ババ」と言いたいのか「ババ」と言いたいのかわからない。そこで子供が「マ行」のキューサインをつけながら「ババ」と言えば、音としては「ババ」だけれど子供は「ママ」と言っているということがわかる。このように、音声にキューサインをつけることによって受容の曖昧さと発音の不明瞭さを補おうとする方法である。キュード・スピーチ法では子音の部分にサインをつけ、母音は読話させる。このキュード・スピーチ法は音声を使うことが基本にあって、また、キュード・スピーチ法は学校に在学している時だけ、一時的に使うもので、将来は音声言語だけでコミュニケー

ションできるようにすることが目標になっている。そういうわけで、キュード・スピーチ法は聴覚口話法のカテゴリーに入ると解釈されており、昭和40年代半ばに始まったこの方法はたちまち全国の聾学校に広まった。ある聾学校では幼稚部から計画的にキュード・スピーチ法を取り入れ、小学部の段階で徐々にキューサインを使う頻度を少なくして小学部卒業の頃にはもうキュード・スピーチ法は使わない、というふうにかなり計画的にこの方法を採用している聾学校もあるし、幼稚部や小学部で部分的に必要なに応じてキュード・スピーチ法を使うといった聾学校もある。かなり計画的に学校全体でキュード・スピーチ法を使っている聾学校では、キュード・スピーチ法は単に聴覚口話法を補うということではなく、キュード・スピーチ法を使って言語を獲得させるという積極的な意味を持たせている。ひところ全国の半分近くの聾学校でキュード・スピーチ法が採用されていた。今現在では全国でどの程度キュード・スピーチ法が採用されているかわからないが、部分的な使用も含めて、今でもかなりの聾学校でキュード・スピーチ法が使われているものと推測される。

さて、昭和40年代半ば頃に登場したもう1つの方法というのは、手話や指文字を使うという方法である。これは栃木聾学校で始められた同時法と呼ばれている方法である。幼稚部から小学部の3年生当たりまでは音声と同時に指文字を使い、小学部3年生当たりからは指文字だけではなく、手話も使っていくという方法である。手話や指文字を音声と同時に使うということで同時法と呼ばれている。当初、幼稚部の子供達に指文字を教えることが可能なのかという疑問があったが、複雑な動きになる指文字は簡略化するなどして実際指導してみるとさほど大きな問題はないことがわかった。それで栃木聾学校では最初からあらゆる発話に指文字をつけて、指文字で言葉を覚えさせる。小学部では会話のスピードに指文字がついていけないので、手話単語も使うようにする。小学部の高学年あたりではもっぱら手話を中心にしたコミュニケーションが行われている。聾学校で手話や指文字を学校全体で使うということで栃木聾学校は全国から注目を浴びた。当時は、猫も杓子も聴覚口話法ということで教育を行っていたので、全国でただ1校だけ手話や指文字を使うと宣言しての栃木聾学校の教育は否応なしに注目の的になったわけである。その後約10年経過した頃、国立特殊教育総合研究所で聴覚口話法、キュード・スピーチ法、同時法で教育を受けている聾学校の聴覚障

害児を対象に、言語の色々な側面で調査を行って比較するという研究を行った。その研究プロジェクトは昭和55年度から昭和60年度まで6年間にわたる研究であった。私もこの研究プロジェクトの一員として調査やデータ収集のために聴覚口話法の聾学校、キュード・スピーチ法の聾学校、同時法の栃木聾学校に何回もお邪魔した。そこで印象は、聴覚口話法の聾学校では指導方法がすっかり定着していて、先生方もその指導法にすっかり精通して安定した感じであった。一方、キュード・スピーチ法と同時法の先生方はというと、雰囲気一般的な聾学校とは全く違い、学校全体でピリピリした緊張感があって、どの先生も目の色を変えて指導していた。つまり、今までとはかなり違う方法で子供達を教えているので、全国から注目されており、失敗は許されないという雰囲気が強くあって、どの先生も必死になって一生懸命に取り組んでいたのである。研究の結果、キュード・スピーチ法も同時法も、これらの手指言語を使うことがいかに有効を示す結果が得られた。しかし、私の印象では、果たして手指言語を使うことがよかったのか、先生方が学校全体で一丸となって指導したことがよかったのか、よくわからなかった。今までに全国どこにもない方法を考え、学校全体のカリキュラムを練り上げ、相当なディスカッションを経ての指導だと思うので、むしろそのような取り組みをしたこと自体が教育効果として現れたのではないかとも考えらるわけである。そういった背景のもとで同時法がスタートしたわけであるが、栃木聾学校での手話・指文字の使用は、聴覚口話法でうまくいかない子供達がいるから手話を使うというのではなく、聴覚障害児にとって最も自然な言語は何かという発想があったのだと思う。言語は人間に与えられた特権であり、人間なら誰でも苦勞することなく言語を学習するチャンスが与えられなければならない。聴覚障害児の場合、聴覚に障害があるのだから、音声を使った言語を学習するには非常に不利なわけであり、それなら、聴覚障害児にとって苦勞なく完璧に学習できる言語は何かというと手話や指文字を使った言語ということになる。乳幼児にとっての言語とは、健聴乳幼児の場合は声を使った言語であり、聴覚障害乳幼児の場合は手を使った言語になるというわけである。アメリカなどで聴覚障害児に手話を使うのも、聴覚口話法でうまくいかないからという理由ではなく、聴覚障害児にとって手話が獲得しやすい言語であり、聴覚障害児にとっては手話が自然な言語であると考えているからである。そこで、健聴者の社会に融合するためには

音声言語の獲得が不可欠であるとする聴覚口話法の支持者と聴覚障害児にとっての言語として手話を教えるべきだとする手話法の支持者が異なった発想で論争するので、論点がかみ合わない状態なわけである。

さて、この同時法だが、キュード・スピーチ法が全国的に広まったのに反して、他の聾学校には長い間受け入れられず、最近までどの聾学校でも相変わらず聴覚口話法を看板にしていた。もっとも、実際は聾学校の中学部や高等部では手話を使うことが黙認されており、建前の上では、幼稚部・小学部で日本語をマスターしたあとは手話を使っても構わないのではないかと、いうことである。この建前と実態が一致していて、本当に小学部卒業の段階で日本語がマスターできていればいいのだが、実態は聴覚障害児の言語力の問題は深刻な問題として昔も今もあるわけである。

言語力の不足が教科学習にも影響し、学年対応の教科書がなかなか使えないという現状がある。聴覚障害児の言語力や学力の問題を簡潔に表す言い方として「9歳レベルの壁」という言い方がある。これは40年以上も前に言われ始めたことだが、言語力や学力が9歳のレベルで停滞してしまう聴覚障害児が、聾学校に少なからずいたわけである。これは現在にも当てはまることで、現在は言語力や学力のある聴覚障害児はほとんど聾学校から通常の学校に出してしまうので、聾学校に残っている聴覚障害児は言語や学力になんらかの深刻な問題を抱えている子供達である。

そういうわけで、現在の聴覚障害児教育は補聴器の性能の進歩や人工内耳の普及によって聴覚口話法でうまくいく聴覚障害児が増える一方、聴覚口話法ではうまくいかない子供達の問題がクローズアップされており、最近では教育に手話を取り入れる聾学校が急速に増えつつある。

3 アメリカの聴覚障害児教育の動向

〈全障害児教育法〉

アメリカにおける障害児教育で大きな転機となったのは、1975年にできた「全障害児教育法」(PL94-142)である。これはpublic lawと言って、アメリカ全土に適用される法律である。アメリカは州ごとに法律がある。そういう国であるので、アメリカ全土に適用する法律というのは非常に重要な法律なわけである。1975年に施行されたこの「全障害児教育法」はアメリカ全土に適用される重要な法律という位置づけで作られた。

この法律の中でたくさん決めている。

その中でも本稿のテーマに関連して重要と思われる2つのことについて述べる。1つは「最も制限の少ない環境での教育」ということである。もっとも制限の少ない教育環境とは地域の公立学校の通常学級である。次に制限が少ない教育環境は通常学級に籍をおいて時々特別な教室に行き特別な指導を受ける、いわゆる「通級指導教室」である。次に制限の少ない教室はいわゆる「固定式の難聴学級」であり、その場合も可能な範囲で最大限に通常の学級で教育を行う。最も制限の大きい教育環境が「聾学校」である。アメリカは国土が膨大に広いので、聾学校に入るということは普通は寄宿舎に入るということを意味する。寄宿舎に入ると、教育だけではなく、生活そのものにも大きな制限がある。というわけで、障害児の教育措置ではまず第一番目に地域の公立学校で教育できるかどうかを検討される。この法律ができたおかげで、アメリカでは多くの障害児が地域の公立学校に通うようになった。州や地域によって違いはあるものの、大方の場合は、まず、障害が発見された時点で必要に応じて数人の専門家でその障害児を非常に詳しく検査する。必要な場合は専門家がその子供の家を訪問して検査することもあるし、どこで検査するかを保護者が決める場合もある。そして、障害が発見された直後に、それら専門家と保護者とで、どこで指導を受けるのがよいか、膨大な検査結果を参考にしながらディスカッションして決める。学齢に達するとどの学校がよいか、やはり何人かの専門家と保護者と可能であれば本人も含めてその子供のさまざまなデータを参考にしながらディスカッションして決める。専門家というのは小児科の医者、心理学者、ST、OT、PT、オーソロジスト、障害児の専門教師、地域の教育委員会の担当者などで、その子供にとって必要な専門家が集められる。保護者が1回のディスカッションだけで満足するとは限らないので、障害を持った乳幼児や児童・生徒の教育措置の会議は随時、必要なだけ開かれる。このような就学指導の手順だと、膨大な費用と人手と時間がかかるが、それだけの価値がある重要なこととして実施されているわけである。

「全障害児教育法」が施行されて以来、アメリカでの障害児の教育は通常の学校で行うという傾向がますます強まり、聾学校に在籍する子供の数が減ってきている。この傾向は日本でも同じであり、特殊教育諸学校は地域のセンターとしての役割を考えるべき時代に入ろうとしている。さて、アメリカの通常の学校では聴覚障害児に対してどのような対応をしているのかに

ついて述べる。アメリカでは聴覚障害児を教育する場合、聴覚口話法、キュード・スピーチ法、手話法、同時法、バイリンガル法などが採用されている。この中でもバイリンガル法は独特である。聴覚口話法、キュード・スピーチ法、同時法はいずれも英語を表すのに、音声を使うのか、キューサインを使うのか、手話や指文字を使うのか、といった言語モードの違いによって分けられるわけだが、バイリンガル法というのは英語を表す言語モードではなく、アメリカ手話という言語をまず子供に獲得させ、次に英語を教える、アメリカ手話と英語のバイリンガルにしようという方法である。本当はバイリンガル・バイカルチュラル・プログラムなどと言って、略してバイバイ・プログラムとかバイバイ・メソッドと呼んでいるが、子供を二言語使用者にするだけでなく、健聴者の文化と聾者の文化の両方の文化を持つ子供に育てようとする方法である。さて、同時法でも手話や指文字を使うわけだが、同時法の場合は英語と同時に手話を使う、つまり英語対応の手話を使うわけだから、手話は使っているけれど、その表している言語は英語である。しかし、このバイバイ・プログラムで言っている手話は「アメリカ手話 American Sign Language : ASL」と言って、聾者が使っている手話言語のことである。バイバイ・プログラムでは、英語を教えたり覚えさせたりするのではなく、ASLを獲得させる。ASLは「スピーチレス」なので、音声は使わない。本来、手話はそれだけで独立した言語であり、音声言語を手で表したものではない。アメリカでは手話は、英語、スペイン語に次いで3番目によく使われる言語である。ただし、手話は手や指、顔の表情、体全体の動きなどで表す言語で、音声を使う言語とはかなり様相が違うわけである。音声は時間的なもので、声を発した次の瞬間にはその音声は消えてしまし、一人の人が複数のことばを同時にしゃべることはできないが、手話はことばを相手に見せればなしにすることができるし、右手と左手と顔の表情を使って複数の内容を同時に表すこともできる。一方、音声は文字として記述することができるが、手話はなかなか簡単には記述できない。日本では、以前は手話は言語ではないと言われていた。「手話には日本語の助詞に相当するものがない」とか「動詞の語尾変化に相当する手話がない」などと言われていた。これは、手話は音声言語を手で表すものだという認識が強かったからである。手話の言語学的な研究が進むにつれて、手話には音声言語と同じように特有の文法規則があることがわかってきて、今では手話は言語として認めら

れている。語彙については、形や動きを示唆するような具体的な意味を表す手話単語だけではなく、抽象的な意味を表す手話単語もたくさんあるが、手話単語全体の総数は音声言語の全単語数と比べると、とてもかなわないくらい少ないのが実情で、手話にない日本語の単語を表す時は指文字を使う。

さて次に、全障害児教育法の中で重要な2つめの項目は「個別指導計画 IEP の作成」ということである。日本でも最近になって、障害児の教育に当たっては個別指導計画を立てることが義務づけられた。アメリカでは25年くらい前に法律で決まっていたわけである。1975年の全障害児教育法で決められている個別指導計画は特殊教育諸学校に適用されるだけではなく、通常の公立学校にいる障害児に対しても適用されている。「最も制限の少ない環境での教育」ということで、障害児がどんだん地元の公立学校に入っていたわけだが、そこでも障害児一人一人に合った教育計画が個別に作られなければならなくなった。これは公立学校にすれば大変なことが法律で決まったわけで、まず、障害児を受け入れることを拒否できなくなり、さらに、その子供にふさわしい教育プログラムを作って環境を整え、専門家を雇わなければ、法律違反になってしまうわけである。聴覚障害児についてはどのようなことになったのかと言うと、通常の公立学校で聴覚障害児を受け入れ、その子供に合わせて専門家を雇ったり、機器類を準備したりしなければならなくなった。これは金持ちの地区では可能なのだが、全米的にどこでもできるというようなものではない。アメリカの場合、たとえ義務教育であっても、全国どこでも同じ予算で同じ質の教育が行われているわけではなく、その地域の税金で学校を運営している。アメリカではその地域ごとに収入に合わせて「教育税」というのを住民から徴収する。金持ちがたくさん住んでいる地域では多額の教育税が入るのだが、低所得者の多い地域では教育税が少なく、学校教育に問題が出ている。そういうわけで、個々の公立学校で聴覚障害児に対応するのが困難な場合が少なくない。そこで、いくつかの学校でどこか中心になる小学校なり中学校なりを決めてそのいくつかの学校区にいる聴覚障害児を一手に引き受けるという体制を作っている。そして、聴覚口話法のクラス、キュード・スピーチ法のクラス、手話使用のクラスを用意して、だいたいは聴力の程度と本人や保護者の希望によって子供達を振り分けている。というわけで、同じ学校内に3つの方法が同居しており、子供達はその中から選ぶことができる。この3つの方法が同

じ学校にあることで、色々試してみたりできるので、聴覚障害児やその保護者にとってはとてもよいことだと思う。うまくいかなかったら、別のクラスに移動することが容易にできる。それらの、聴覚口話法、キュード・スピーチ法、手話使用のクラスにはそれぞれの専門家が配置されて、聴覚障害児個々に合わせた教育プログラムが作られている。個々の教育プログラムについては、保護者の承認が必要なので、保護者に対して説明を行い、納得してもらう。恐らくその段階で保護者の意向がかなり反映されるものと思われる。聴覚障害児が通常の学校に入った場合、その子供に必要な教育プログラムを作り、その子供に必要なものは揃える、ということは全国的に行われているようである。手話が必要な子供にはその子供の手話通訳するために教育委員会が手話通訳者を雇う。小学校、中学校、高校と、地区の行政当局がその子供のために手話通訳者をつけるわけである。そういうことになっているので、例えば聾学校に在籍している子供が手話通訳者と一緒に近くの通常学校に出かけて行って、ある教科の時間だけとか、半日とかを健聴児と一緒に過ごし、健聴児と同じ授業を受けることができる。大学レベルでは大学が手話通訳者を雇う。以上は私の知っている範囲ではこんな状況だったということで、アメリカ全土でどうなっているのかは明らかでない。

さて、アメリカでは聴覚障害児が次々と通常の公立学校に入り込んでいく一方で、逆に、聴覚障害児を健聴児の学校とは切り離して教育しようという動きもある。これは先ほど述べたバイバイ・プログラムと呼ばれているもので、結構古くからあることはあったのだが、ここ10年くらいで次第に注目されるようになってきた教育プログラムである。日本にも最近この考え方や方法が紹介されてきて、研究が進みつつある。このバイバイというのは、「バイリンガル・バイカルチュラル」の略で、バイリンガルとは、手話と英語の二言語使用という意味である。しかし、手話と英語を対等に考えているのではなく、聴覚障害児にはまずアメリカ手話をマスターさせる。英語はそのあとである。ちょうど、健聴児が英語を習得していくようにアメリカ手話を習得させるわけである。したがって子供の言語環境は全てアメリカ手話にする。家族や学校の先生は全てアメリカ手話を使って子供に話しかける。手話は音声言語ではないので、音声言語は使わない。そして子供に完全にアメリカ手話を自分の言語として習得させ、コミュニケーションや思考の道具として使えるようにする。英語は習得したアメリカ手話を土台にして

習わせる。といっても、音声としての英語ではなく、書きことばとしての英語を教えるわけで、もっぱら読み書きを学習させる。バイバイ・プログラムの推進者に言わせると、既にアメリカ手話という「言語」を完全にマスターしてから英語を教えるので、これから英語を習得しようとする聴覚口話法の聴覚障害児よりずっと有利に教えられるのだそうである。結果的にはアメリカ手話と英語のバイリンガルになるんだということである。私は実際アメリカに行って、バイバイ・プログラムの学校を訪問してその学校のリーダーの話を聞いたことがある。その人はろうの人で、手話通訳を通して話を伺ったわけだが、彼女が言うには、聴覚口話法で教えた場合、英語が思考の道具として使えるようになるまでには長い年数がかかり、その結果、子供の言語発達だけでなく子供の精神発達も遅れてしまうことになる。その点、最初からアメリカ手話を習得させると、子供の言語発達と精神発達が同じレベルになるので、言語だけではなく、概念の獲得や認知能力の発達など、色々な面での問題が解消されるのだ、ということであった。英語の読み書き能力もアメリカ手話を使って教えればマスターできるとのことであった。そのあと、学校の中を案内してもらったのだが、複数の通訳者が一緒についてきて、私とそのリーダーの手話通訳をするだけでなく、同時に、別の手話通訳者が我々の話しを子供達にも手話通訳して見せていた。そうしないと、我々が何を話しているのか子供達にわからないから、ということであった。聴覚障害児に対する情報を補償するということには特に神経を使っている様子であった。授業の中で、幼稚部の子供達が先生を中心に輪になってなにか話し合っていたが、子供達同士や子供と先生間のコミュニケーションが非常にスムーズに行われており、私はアメリカ手話はよく分からなかったのだが、子供達はそれぞれ自分で物語を作ってみんなに聞かせているようで、手話を使って長々と話している幼い子供を見ていると、本当にこの子供達にとってはアメリカ手話が自分の言語として使い切れているという感じであった。ただし、音声は使っていなかった。バイバイ・プログラムの最初のバイはバイリンガルのことだが、2番目のバイの方は、バイカルチュラルということで、これは健聴者の文化とろう者の文化の両方の文化を教えようとするプログラムである。このろう者の文化については、聴覚障害者の歴史やろう者の人の偉人伝、現在のろう者の団体のことなどを教えることになる。大きな子供達はろう者の団体の活動に参加させたりして、文化だけで

なく大人のろう者とのふれあいも大事にしている。通常の公立学校ではこのバイバイ・プログラムを私は見たことがないのだが、もともとこのバイバイ・プログラムは健聴者の世界とろう者の世界をはっきり分けて考えており、ろう者はろう者で世界を作って生きていくんだという考えのもとでのプログラムだから聴覚障害児を健聴児の学校とは切り離して教育しようという考え方である。

〈デフコミュニティと社会的背景〉

アメリカでは、1975年に全障害児教育法ができて、障害があるからといって隔離して教育するのではなく、可能な限り通常の学校で教育する傾向が強くなった。1990年には ADA という法律ができて、対象が子供ではなく大人にまで広がった。この法律は「障害があるからという理由で社会生活が不便になったり、就労に差別があってはならない」という主旨の法律である。遠距離バスなどは必ず車椅子のまま旅行ができるようにリフトをつけることが義務づけられたりしている。聴覚障害者に対しては、様々な場面で手話通訳者がつけられるし、テレビも字幕内蔵のテレビでなければ売ってはいけないことになっており、テレビ番組も字幕を付けなければ放送してはいけないことになっている。障害児のための教育には莫大な予算をかけているので、障害児が大人になった時、その分を社会に還元してもらおうというわけで、障害者の頭脳や労力を社会貢献のために使ってもらうためには、社会生活や就労の面で不利にならないようにしようという意図がある。障害者の能力を埋もれさせたまに社会保障していくより、自立して働いてもらった方が結局国の利益になるのだそうである。また、アメリカは合衆国というくらいで、多民族国家なので、アメリカという一つの国でありながら、多様な文化を受け入れよう、というか、受け入れざるを得ない事情がある。そこで、例えばスペイン語しか通じないような街があったり、どこに行っても中国語しか目にしないというような街もある。今アメリカの教育で問題になっていることの一つに、英語での教育を拒否する地域が出てきたことである。一般的には、移住してきた人達の多い街の公立学校では、英語をしゃべれない子供達のための特殊学級を設けて英語を教えているが、街全体が英語よりも別な言語で生活しているような所では、公教育も英語でない言語でして欲しいという運動がある。親があまり英語をしゃべれない場合は特にそう強く思うのであろう。アメリカに住んでいるから、アメリカ市民だから

とって、英語でなければならぬのはおかしい。むしろ、自分達のもともとの国のことばを使い、もともとの国の文化を今住んでいる場所で継承したい、自分達が先祖代々大事にしている言語や文化を捨てるわけにはいかない、と考えるわけである。アメリカでは国旗や国歌を大事にするが、そうでもしなければ、みんな同じアメリカ人だという認識が薄れてしまいかねないのである。国全体でお互いの違いを認め合い、共に生きていこうとする雰囲気があるわけである。障害児や障害者についても同じで、バリアフリーの考え方が行き渡っている。

そういう国柄なので、日本人ばかりが住んでいる日本のように、ことばも文化も画一的という発想が成り立たない事情がある。ろう者についても、マイナグループではあるが、アメリカに住んでいる少数民族のように、ろう者の文化やろう者の言語が市民権を持っている。アメリカで最も多く使われている言語は勿論英語だが、2番目がスペイン語、3番目がアメリカ手話である。アメリカに行くと、様々な文書やチラシには英語とスペイン語の両方書かれている。手話は書きことばがないので、書かれてないが、色々な場面で手話通訳が行われている。ろう者はデフ・コミュニティーと言って、強力な組織を持っていて団結している。ザ・デフとは英語でろう者のことである。普通、deaf と小文字で書くのだが、デフ・コミュニティーの人達はわざわざ deaf の d の字を大文字で書いて、固有名詞のようにしてある種のグループであることを明確に表している。そしてデフ・コミュニティーは教育の分野にも強い関心を持っており、聴覚口話法やキュード・スピーチ法を嫌っている。彼らにとっては、聴覚障害児は将来のデフ・コミュニティーを担っていく人的資源なので、聴覚口話法などで健聴者の世界に連れて行かれては困るというわけである。勢力が衰えると色々と社会に働きかける上でも不利になる。そこで、聾学校にアメリカ手話を取り入れることを要求するし、聴覚口話法の聾学校には対峙する立場を取っている。

4 我が国の聴覚障害児教育の展望

〈通常学校に学ぶ聴覚障害児の増加〉

聴覚障害児教育というと、以前は聾学校教育が取り沙汰されることが多かったのだが、今は通常の学校に在籍している聴覚障害児の数が多くなっているのだから、聴覚障害児の教育と言った場合、聾学校だけのことを考えるわけにはいなくなっている。では現在、日本の聴覚障害児はどれだけの人数がどこで教育を受けて

いるのかを見てみる。

現在日本には聾学校が107校ある。平成12年度の統計では、在籍している子供達は全部で約6,800人。その内訳は、幼稚部約1,300人、小学部約2,250人、中学部約1,200人、高等部約2,050人で、合計約6,800人である。数年前までは9,000人とか8,000人とか言われていたが、今は7,000人を切っており、聾学校に在籍している子供の数は減り続けている。聾学校の他には、特殊学級としての「難聴学級」が小中学校合わせて全国で約490学級あり、約1,050人が在籍している。最近では「通級指導教室」で指導を受けている児童・生徒の数が増えている、現在約1,400人の子供達が通級している。というわけで、聾学校、難聴学級、通級指導教室、全部合わせると約9,250人になる。日本全体で学校教育の対象となる聴覚障害児の数が全部で9,250人ということはある得ないので、ここでカウントされたよりもかなり多くの聴覚障害児が通常の学級のみで教育を受けているものと思われる。その数ははっきりしないが、日本の聴覚障害児全体を考えた場合、大半の子供達は音声言語で教育を受けていると思われる。聾学校で手話を取り入れる学校が増えてきているのは事実だが、だからといってすぐには日本の聴覚障害児教育が手話に傾いているとは言えないのが現状である。しかし、将来においては、聾学校での手話使用が主流になってきて、その影響が通常学校にまで波及し、通常の学校に在籍している重度の聴覚障害児も手話を使用するようになる可能性がないとは言えない。

〈聾学校における手話の使用状況〉

そこで、まず、聾学校でどの程度手話が使用されているかについて私が3年ほど前に聾学校を対象に調査した結果を紹介する。聾学校100校にアンケート用紙を配付して調査した。そのうち75校から回答があった。結果だけを並べると、まず半数以上の教師が授業で手話を使っている聾学校は、中学部で50%あった。聾学校の半数が中学部で手話を使っているわけである。半数以上の教師が授業で手話を使っているということは、学校として手話使用を認めていると判断しても構わない数だと思われる。小学部ではどうかというと、半数以上の教師が授業で手話を使っている聾学校が27.1%あった。中学部の半分近くまで少なくなっているが、それでも聾学校の1/4で小学部でも手話使用を認めているという結果である。幼稚部では22.5%あった。全国の聾学校の2割以上の聾学校で幼稚部で手話使用が認められているという計算になる。一部の教師だ

けが授業で手話を使っている聾学校まで含めると、割合はもっと増える。一方、授業での手話使用は一切認めないという聾学校は幼稚部で71.8%、小学部で54.3%、中学部で38.2%あった。手話使用を認めない聾学校は日本の北の方に多く、手話を認めている聾学校は関西以西に多いという、地域的な傾向も見られた。全部をまとめて見てみると、幼稚部から中学部まで、一貫して手話使用を認めていない聾学校は全体の約35%であり、一部で手話を使用している学校から学校全体で手話を使用している学校まで全部含めて65%の聾学校で手話を使用しているという結果であった。さらに、今後手話を使用する予定があるかという質問や保護者からの手話使用の要求はあるかといった質問の結果をみても、多くの聾学校で、今後は手話を使用することを検討する予定であるという結果であり、今後も手話を使う聾学校が増える傾向にあると思われる。

ただ、ここで気になるのは、どういう理由で手話を使用しているか、ということである。アンケートではその理由を自由記述にしてもらったので、色々書いてあったが、総じて「聴覚口話法では教育できない子供達が存在するから」ということであり、子供の実態を考えると手話が必要だから、というわけである。そこには、栃木聾学校やアメリカで考えられているような、「聴覚障害児にとっての言語とは」という発想はなく、必要に迫られての選択という実情が推測される。

必要に迫られてであれ、ある理念のもとであれ、聴覚障害児の教育で手話も選択できるということは大変結構なことである。子供それぞれ違うわけだから、選択肢の数が増えるということは、より、個に沿った教育が用意されるということなので、好ましいことである。ただ、それが選択肢となるためには、複数の方法が選択できるようになっていなければならない。通学可能な教育機関の中で聴覚口話法や手話法が選択できるようになっているとか、同じ教育機関の中で聴覚口話法と手話法が選択できるようになっていないと、選択肢にはならないわけである。まずはそういう問題がクリアされていなければ、相変わらず、教育方法に子供を合わせる状況に改善は見られない。

〈成果を挙げている教育機関の共通点〉

手話か口話か、という問題を言語指導という観点から見てみる。言語指導ということを見ると、手話か口話かは、必ずしも決定的な要因ではないと思われる。聴覚障害児教育を考えた場合、年齢に関係なく、言

語発達や言語力の育成ということが基本的で重要な課題である。学齢になると学力の問題がクローズアップされてくるが、もともとは言語力の問題が学力低下の原因で、学力をつけるということも、最終的には言語力の問題に戻ってしまう側面がある。

普通、何かを指導する場合、「指導の内容」と「指導の方法」が問題になるわけだが、聴覚障害児の場合はそれに加えてどんな言語モードで指導するかも考えなければならない。聴覚障害児の言語指導の要因にはどのようなものがあるかという、「なにを、どのような方法で、どの言語モードで指導するか」ということだと考えられる。手話か口話かという問題は「どのような言語モードで指導するか」という、言語指導の要因の一つに過ぎないとも言えるわけで、どの言語モードを使うか、つまり手話か口話かキュード・スピーチかを選ぶ時の問題は、それはそれで非常に大事で複雑な要因が絡んでくるので結論を出すのが困難な問題であるが、それとは別に言語指導の内容や方法を検討することができるわけである。使う言語モードが決まった途端に言語指導の内容や方法も決まってしまう、ということはないと思われる。現在も過去も、日本においては手話か口話かキュード・スピーチか、ということとはよく話題になってきた。それとは別に昭和50年代や60年代では早期教育のあり方や聴覚活用の方法が研究され、発表されてきた。しかし、言語指導のプログラムについては、昔、昭和23年の聾学校義務化以降しばらくの間、全国の聾学校で言語指導計画の作成が取り組まれていたが、最近、と言ってもずいぶん長い間、言語指導計画に関しては大きな関心を持たれていない。

アメリカでの手話、口話の論争では、お互いの立場からデータを出し合って自分達の方法のメリットを主張するわけである。聴覚口話法の側からは例えば聴能や発音のことを取り上げ、手話使用では十分に人の話しも聞き取れないし、発音も不明瞭で人には通じない、手話では聴覚的な能力や発音の能力は開発されないと言っている。手話擁護の側では、聴能や発音といった技術的な能力が問題なのではなく、コミュニケーションの中身がもっと重要で子供にとって意味がある。聴覚口話法では（手話使用による教育のように）子供が幼いうちから満足なコミュニケーションができていないのではないか、というようなことで反論している。しかし、言語力や学力については、手話と口話の比較はあまり話題になることがない。実は、聴覚口話法でも手話法でも、言語力や学力は似たような結果なので、

あまり論点にならないのである。州立の聾学校ではTC（トータル・コミュニケーション）と言いながら、主に手話を使っている。本来のTCは、聴覚障害児にとってわかりやすい方法なら、音声でも手話でもなんでも使おうという考え方である。州立聾学校ではこのTCで教育していると言っているわけだが、しかし、実際には、音声の部分は非常に弱く、もっぱら手話を使っている。州立聾学校で問題になっているのは子供達の言語力や学力の低さである。この現状を見ると、手話を使うということだけでは言語力や学力がつかないと言えそうである。

一方で、言語力や学力の面で素晴らしい成果を挙げている聴覚口話法の教育機関や手話使用の教育機関も少なくない。では、顕著な教育効果を挙げている教育機関とはどのような教育機関であろうか。私は仕事から、アメリカの聴覚障害児教育を代表するような有名な学校や研究機関をいくつか見て回ったりするわけだが、それらの学校で、いくつかの共通点を見い出すことができる。それは何かと言う次の3点である。

1点目は「優れた教育プログラムを持っている」ということである。聴覚口話法の学校であれ手話使用の学校であれ、成果を挙げている有名な学校では、教科の指導を担当任せにするのではなく、学校全体で十分に検討された教育プログラムを持っていて、そのプログラムを土台にして教育している。プログラムそのものは学校独自のもので、学校によって違う。ある聾学校では近くにあるいくつかの通常学校との交流を大事にしたプログラムを持っていて、毎日子供達を交流先の通常学校に出して授業を受けさせているし、ある聾学校では主要科目で独自の指導マニュアルを作ってそれをもとにカリキュラムが組んである。言語指導に関してはどこでも非常に細かく膨大な量の指導プログラムを持っていて、そのプログラムに沿って言語指導が行われている。聴覚口話法の学校であれ、手話使用の学校であれ、成果を挙げている有名な聾学校は優れた言語指導プログラムを持っている。

2点目は「優秀な教師による教育」ということである。アメリカでは州によって教員免許状の種類が若干違うようだが、どの州でも資格のない人は教えることができない。ということで、聾学校では勿論だが、通常の学校でも難聴学級や通級指導教室の先生は聾教育の免許状を持っている。そして、成果を挙げている有名な学校では質の高い教師を雇っている。私の知っている聴覚口話法の聾学校の教師達は、自分が担当している部分に関しては大学で教えてもいいくらいの知識

と経験を持っている。また、ある学校では校長と教頭が二人とも、もと大学教授で、二人でその学校の理論的なリーダーでもあり、教師をしっかりと教育している。

3点目は「研究者や研究機関との連携」ということである。聴覚口話法の学校であれ、手話法の学校であれ、アメリカでも有名な聾学校や教育機関は研究機関と一体になっていたり、大学の附属学校であったり、あるいは大学と共同研究の関係にある。要するに、学校に研究者が入り出して、共同研究したり、プログラムの開発を行ったりしている。

以上3点が私が見た限りでは共通していたことである。

〈言語指導プログラムの必要性〉

一般的に言って、障害児教育においては、障害の程度が重くなればなるほど計画的な教育プログラムが必要になってくる。障害の程度が軽い場合は、その子供が学習しやすい環境を整えたり学習のチャンスがたくさん与えることで、自分で学習することができるが、障害の程度が重くなればなるほど自分で学習することが困難になってくるので、周囲からの意図的な働きかけが必要になってくる。聴覚障害児の場合も同様で、教師の努力にもかかわらず、言語力や学力の面で大きな問題を抱えている重度の聴覚障害児には、やはり計画的な言語指導や特別な配慮での教科指導が必要である。特に、聾学校では今後言語指導プログラムや教科指導プログラムを開発していくことが必要になるのではないと思われる。もし聾学校で言語力や学力がつけられないということになると、保護者は健聴児と一緒にさせた方がむしろメリットがあると考え、子供を聾学校に通わせなくなるかもしれない。

〈教育に手話はどのように取り入れられるべきか〉

聴覚障害児の中には手話や指文字によるコミュニケーションが必要な子供達がいることは間違いないことである。個人のニーズに応える、個人の必要を充足することを考えた場合、やはり手話や指文字を使う方が適切な場合もあると思われる。しかし、どのような子供の場合は聴覚口話法でよくて、どのような子供の場合は手話がよいか、ということはまだ明らかになってないし、聴覚障害児にとっての言語のあるべき姿についても多くの人の共通見解というものもできていない。どの言語モードがよいか、客観的に決める基準のようなものはなかなかできないと思うが、ガイドラインのような、目安になるようなものくらいは今後検討されてもいいのではなからうか。

また、アメリカでは100%ではないにしても、手話か口話かが選択できるようになっているが、日本ではそうっていない。もし日本の現状の元で手話を取り入れると決めた場合は、手話や指文字も使うけれど同時に聴覚活用も十分に行い、聴能訓練や発音・発話指導も十分実施すべきであろう。子供本人が自分で判断できる年齢に達したとき、自分の判断で言語モードが選べるように、音声も手話も使えるようにしておくことが大切ではないかと思うわけである。

日本ではこれまで聴覚口話法が主流で、この方法で多くの聴覚障害児が教育され、社会に出ている。聴覚障害児全体を考えると、聴覚口話法が第一の選択肢として用意されるべきではあろうが、指文字や手話など、他の方法も用意されていて子供が自分に合わせて選べるようにしておくことが必要ではないだろうか。

*本稿は「平成13年度新潟県障害児教育研究会言語・難聴部会」における講演をまとめたものである。